



1 多面的機能支払の活動中の安全管理について

県内の活動組織において、残念ながら**活動中に水路へ転落し死亡する事故が発生**しました。6月14日、草刈作業中（刈った草を一輪車で運搬・積上作業中）に水路（幅60cm、水深50cm程度）に転落し、転落現場から200mほど下流で心肺停止の状態で見つかり、その後、搬送された病院で死亡が確認されました。

各活動組織におかれては、再度、**安全防具（ヘルメットや防護メガネ、手袋等）の装着や衣類の適正着用による防護の徹底**を改めてお願いします。特にヘルメット着用は、高所からの転落や飛散物等との衝突時の頭部へのダメージの軽減に有効です。

また、参加者の健康状態、活動場所における危険箇所のチェック等、事前確認を徹底し、危険が予測される作業は複数で相互位置を確認しながら行うなど、事故防止に努めましょう。

なお、万が一の事故に備え、**保険加入の徹底**もお願いします。

2 多面的機能支払交付金の「実施状況報告」について

各活動組織におかれては、年度末の「実施状況の取りまとめ」についてご苦労様でした。今後とも、来年度の報告に向けて適切な事務処理をお願いします。

当協議会では市町村からの依頼を受け、約1,000組織の「実施報告書」の内容を確認しました。

主に、「活動計画書」に記載している活動計画と活動記録が一致しているか、を確認しました。

今年度、各活動組織においては活動計画書を再確認し、「どんな活動をいつ」しなければならぬか、活動時期を逸することのないよう把握しておくことが重要です。

なお、下記に主な留意点をまとめましたので参考としてください。

- ① 次年度への持越し額がある場合は、備考欄に**使用時期と使用内容を明確**に記入。
- ② 活動「実施」欄が【●】の場合は、**備考欄に理由等**を記入。
- ③ 「事務・組織運営の研修」は、**書類作成、申請手続き及び組織運営**に関するものが対象。
- ④ 「地域資源の適切な保安全管理のための推進活動」は、**選択活動は必須**。
- ⑤ 「農村環境保全活動」の、**計画策定は選択テーマを全て策定、啓発・普及及び実践活動は選択テーマから1つ以上実施**。

- ⑥ 「多面的機能の増進を図る活動」で、農村環境保全活動の幅広い展開の「**農村環境保全活動を1テーマ追加**」を選択した場合は、上記の活動は2つ以上のテーマが必須。(この増進を図る活動を取り組まない場合は、単価は5/6となります。)
- ⑦ 「施設の長寿命化のための活動」について、当該年度の実績で「完成数量」がある場合は、補修を除き「**財産管理台帳**」の整備が必要。
- ⑧ 研修参加者は、研修に参加していない**構成員に研修内容を伝達**することが必要。
- ⑨ 立替金の精算は、収入欄をマイナス(－)で処理。

なお、各活動の具体的な内容については、昨年度配布した「多面的機能支払交付金の活動の解説(緑色)」をご覧ください。

3 「交付金の使途に係る留意事項」について

平成28年度版の多面的機能支払交付金の「**交付金の使途に係る留意事項**」を作成し、同封しましたので参考としてください。

主な見直しは以下のとおり。

- ① 持越し額の留意事項を追記
- ② 県公表の工事資材単価(ベンチフリューム、労務費等)参照の旨を追記
- ③ 日当及び賃金単価(県等の参考基準単価)の見直し
- ④ 主な財産処分制限期間を追加

4 「地域資源保全管理構想」の策定について

「地域資源管理構想」は、地域資源の適切な保全管理のための推進活動を実施し、活動期間中に策定し、**市町村長に提出**することになっています。

今年度が活動期間**最終年度の活動組織にあっては、作成が必要**となります。(作成内容は別添のとおり)

＜地域資源管理構想は、何のために策定するのか＞

農地維持支払交付金の対象活動組織は、毎年度の「**地域資源の適切な保全管理のための推進活動**」を通じて、それぞれ**地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を将来にわたって、どのように引継いで行けば良いのか**を取りまとめることが**重要**です。

このことから、地域での話し合いを通じて構想を策定するものです。

(多面的機能支払交付金実施要綱の別紙1の第4の2)

5 新任の「現地指導専門員」を紹介します

これまで、岩手県土地改良事業団体連合会に現地指導専門員として勤務しておりました、東 洋明は県北地域を中心に業務を行ってききましたが、平成 27 年度末に退職し、今年度から**新道 敬（しんどうたかし）**が勤務しています。



新道現地指導専門員は、昭和 54 年岩手県に入庁し、農業農村整備事業の調査計画をはじめ、かん排施設や農道など県営工事の実施に携わってきており、平成 28 年 3 月末で県北広域振興局二戸農林振興センター農村整備室を退職しました。

経理の指導や施設補修における技術指導など、活動組織への支援を行いますので、よろしくをお願いします。

【お問い合わせ先】 岩手県多面的機能支払推進協議会事務局
（岩手県土地改良事業団体連合会内）
〒020-0866 岩手県盛岡市本宮 2-10-1
TEL 019-631-3207 FAX 019-631-3260】
担当者：竹田、小澤

【別添】

(別記1-4様式)

〇〇地区地域資源保全管理構想

(〇年〇月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

- (1) 農用地
- (2) 水路、農道、ため池
- (3) その他施設等

・対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記載する。
・「その他施設等」には、鳥獣害防止施設、防風林等その他の地域で保全管理していく施設について記載する。

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

- (1) 農用地について行う活動
- (2) 水路、農道、ため池について行う活動
- (3) その他施設について行う活動

・対象とする活動の範囲、内容を記載する。

3. 地域の共同活動の実施体制

- (1) 組織の構成員、意思決定方法
- (2) 構成員の役割分担
 - ① 農用地について行う活動
 - ② 水路、農道、ため池について行う活動
 - ③ その他施設について行う活動

・担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民等の参画等を記載する。

4. 地域農業の担い手の育成・確保

- (1) 担い手農家の育成・確保
- (2) 農地の利用集積

・人・農地プラン等を基に、担い手農家、農地集積の現状及び目標を記載する。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

・作成後5年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載する。

(取り組むべき活動・方策の例)

- ・組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やNPO法人化
- ・農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用
- ・地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動
- ・地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動
- ・保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備

※ ため池やその他施設等は、該当がない場合は、項目を削除する。